

「都市農業を考える ～練馬区の取り組みを例に～」

第二文学部 社会・人間系 3年 船崎 明子

．はじめに

．都市にとって農業とは？

農業とは？
共生の対象としての「農」

．都市における農業の多機能性

余暇活動としての「農」
食農教育
高齢者の生きがい促進
その他の機能

．農業への都市化による影響とは？

農業用水の下水化
建物による被害
道路による被害
住民からの苦情
都市農地ねたみ論

．都市の農地制度による影響とは？

新都市計画法
生産緑地法改正
食料・農業・農村基本法

．住民と行政の関わりは？

練馬区在住：白石氏の取り組み

．都市農業とは？～練馬区の農業を例に～

練馬区とは？
練馬区の農業の歴史
現在の練馬区の農業

．農業体験農園の意義

農地の市民的利用
体験農園の意義、特徴
体験でわかったつもりの間違い

．まとめと反省

．はじめに

私が育った町、練馬とはどのような町か？先日アド街ック天国というテレビ番組で、練馬の紹介をしており、その中で練馬は「東京畑」であると表現された。区外の人を持つ練馬のイメージは畑が多いということらしい。ここに次のような調査結果もある。練馬区民の農地保全についての意識調査の結果である。農地保全について、「農地は保全するだけでなく、増やすべきだ」という意見が7.5%、「積極的に保全していくべきだ」が51.8%、「どちらかと言えば保全していくべきだ」が29.8%となり、これらをあわせて、少なからず農地を保全すべきだという意見は89.1%となる。小平市の70.1%、杉並区の75.1%、葛飾区の74.1%と比べて高い数字になっている。この結果によれば、練馬区民の89.1%、つまりほとんどが練馬の農業に関心があり、周辺の地域の住民と比べてもその関心度が高いことがわかる。そこでこのレポートでは、練馬には単に畑が多いというだけでなく、練馬区民にとって少なからず影響を与えているということを踏まえて、練馬区の農業の問題を扱うことにした。

本来、練馬区のような都市化が進む地域において、都市化と農業は相いれないものである。実際に練馬の農地は著しい勢いで宅地化され、衰退の一途をたどってきた。しかし最近になって、衰退しているとはいえ、都市における農業、いわゆる都市農業について積極的な取り組みがなされるようになった。都市環境の悪化、区民の環境意識の高まり、など理由は様々だが、この農業に対する区民、農家、行政の取り組みの変化について、どのような経過を経て現在のよう流れになっていったのかを明らかにしたい。

以上前期から引き続き練馬の農業を考える上で問題意識であるが、後期では、前期に力不足により取り上げることのできなかった、
、
、
、
章を付け加え修正した。
、
章では、練馬区の具体的な取り組みだけでなく、農業の意味や都市化の影響など、練馬区の農業の位置付けや意味を考える上で加筆した。また、
、
章では、農家の取り組み、体験農園の意義など若干詳しく述べ、都市農業の可能性を考えることにした。

．都市にとって農業とは？

農業とは？

坂本慶一編著『人間にとって農業とは』のなかで農の本質は「生」にあると述べられている。「生」とは、生命、生活、人生という意味を含んでいる。農業はこれらの三つの局面の全てと深くかかわる。つまり農業は生命の保全、生活の充足、人生の創造によって人間の「生」を継続的に実現しようとしているという。

生命の保全は生態系を構成する生物の世界と人間が共生することと、それへの人間の働きかけによって実現する。農業は、一定の技術で自然環境に働きかけることで生命保全に不可欠な物質（主に食料）を獲得する。

次に生活の充足は、物質的生活の向上と人間的結合関係（主にコミュニティ）の形成によって実現する。農業はそれに従事する人々の生活のみならず、農業の形成する環境や農業の生み出す産物によって非農業者の生活も充足する。また、文化の源としての農業も人間の

生き方に創造的な役割を果たしてきた。芸術、宗教、技術、教育、生活様式など人間

の生き方にかかわる諸文化は、多かれ少なかれ農業とかかわっている。このように農業は人間の「生」のあらゆる局面と複合的にかかわっている。

共生の対象としての「農」

進士五十八「自然と共生する都市生活づくり」岡島成行編著『自然との共生を目指して』のなかでは自然との共生を目指した都市のあるべき姿として「エコ・シティ」を解説している。

経済活動一点張りで発展してきた大都市が、人口環境化を目指し、都市の緑の減少、ヒートアイランド現象、熱帯夜急増、都市洪水、精神症など都市の病理の増加のほかさまざまな問題を抱えてしまった。そこで初めて年にも一定量の自然が必要であることに気づき、「水や大気、それに動植物の循環が可能な都市」という定義の「エコロジカル・シティ (ecological city)」が提案されるに至った。ここでは、これまで宅地化予備地としてしか見られなかった都市農地 (市街化区域内農地) が、都市機能を十全にするために必要不可欠な都市緑地空間 (生産緑地) として、都市計画上の必要からの位置づけがなされるようになった。また都市生活者とのふれあい、環境教育上の体験空間としても意義が認められ市民農園も公認されるようになった。つまり、これまで「都市」と対置され排除されてきた「農」を共生の対象として取り込まなければ年の健康や、持続的発展は望めないという意識革命が起こった。

都市における農業の多機能性

前章のなかで、農業は人間の「生」のあらゆる局面と複合的にかかわっている、ということについて触れたが、都市の中ではどのように人々の暮らしの間に複合的に農業が関わっていくのかについて具体的に示す。

余暇活動としての「農」

都市住民の中には、日常生活の一部として、園芸や、市民農園をかりての栽培など土に親しむ人が増えている。また都市生活者が、農村などで滞在型の余暇を過ごし、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむという旅行形態である「グリーンツーリズム」、都会で仕事をして週末に郊外にセカンドハウスを構えて暮らす「マルチハビテーション」、生活や仕事を完全に移してしまう「iターン」などを実行する人もいる。これらは、都市住民の間に自然の豊かさやゆとりある生活リズムを求める動きが強まっていることを示している。また、仕事内容の変化や業績評価主義の拡大、必ずしも毎日働かなくてもよい労働形態、フレックスタイム、など労働形態の変化によって余暇のあり方の変化や、さらに進んで住のあり方の変化、仕事ではなく余暇を重視するという人々意識の変化が起こったことも影響していると考えられている。

このようにして「農」は人々の余暇活動の手段としての機能を果たしている。

食農教育

2002年4月から小中学校において、基礎・基本の確実な定着や、自ら学び自ら考える力など「生きる力」の育成を目指した学習指導要領が実施されることになった。この「生きる力」をはぐくむ手段の一つとして食農教育 (農業体験学習) は重要な役割を果たしている。

蕪木豊「子供たちの『生きる力』をはぐくむには大人が変らなければならない」

『自然と人間を結ぶ 2003年2月号』のなかで、農業の持つ教育力の特徴は以下のよう

に述べられている。生きものを育てる過程を通じて、いろいろな体験をし、発見や驚き、喜び、悲しみなど

さまざまなことを感じることで、知の前提となる直観力や体験的認識力を身につけることが出来る。また、作物栽培や家畜飼育などの農業体験を行い、子供たちが生き物や農村の自然、農村生活に触れることによって、感性や生命・自然界の不思議さなどに対する知的好奇心をはぐくむことが出来る。

これらの取り組みは、学力低下が問題となっている子供たちにとって、長い目で見たときに学力の向上につながるという。というのも、学力低下の対策として単に国語や算数の指導方法の改善を図るだけでなく、食農教育によって感性を磨き、自然の不思議さ発見などから勉強に興味を持たせるからという。またこれは学級崩壊や不登校というように、学校を否定する子供たちに学校を魅力あるものとしての取り組みとしても意味があることだという。

高齢者の生きがい促進

都市部では、市民農園に加えて高齢者を対象とした老人農園も人気がある。都市部に暮らす高齢者にとっては、自然や土とのふれあい、身体を動かすことによる健康維持にもまして、畑作りを通して集まった仲間たちとのふれあいが楽しみであるという。利用者同士、また利用者と管理者などの枠を越えたふれあい助け合いの場を農は提供している。

その他の機能

その他農業が都市で果たす機能の中では災害時の避難場所、防火・延焼の防止、景観保全、水害防止、気候緩和、さまざまな機能を果たしている。

．農業への都市化による影響とは？

近代化・都市化による工場や住宅地の進出は、自然環境と人間との共存関係を断ち切り、農業ができない環境を作ってしまった。現在のような農業を保全しようという動きに至る以前に、農業が都市から疎外されていた時代の農業の状況と、行政、住民の取り組み、対応などを示す。まず、農業が都市化によって受けてきた負の影響を挙げる。

農業用水の下水化

都市の郊外の農地、特に水田は平地にあり、背後の山林の水を引いて農業用水にしている場合が多い。しかし、その山林の一部が造成され家が建つと、そこから出る家庭用排水は、農業用水路を通り、水田を経由して川へ流れ込む。水質悪化、富栄養化し、稲の倒伏、不稔現象が起こる。

建物による被害

畑の隣りに建物が建つ事によって受ける直接的な被害は、日照や通風の問題である。特に冬の間は建物の間にたつて霜が昼間でも融けない畑などでは病害虫の発生は避けられない。

道路による被害

道路に面する畑では、排気ガスによる作物の生育不全が起こる。直接の被害を避けるためビニールハウスにすると、排気ガスで黒ずんでしまい、今度は日照不足になる。ビニールハウスは毎年張り替えることになり、費用がかかる。

住民からの苦情

品質のよい野菜を作るには大量の有機質肥料（牛糞、鶏糞、落葉などの堆肥）を使

うので住宅地に囲まれた畑では、住民から「臭い」と言われる。それでも続けようとする設備に費用がかかる。また、耕うん機による騒音の苦情も出る。

都市農地ねたみ論

郊外へ住宅を求めて引っ越してきた人の多くは、一生の間のローンを組んでやっと土地を購入することが出来、地価がもっと安ければもう少し広いところに住めたのと思っている。そのような思いで得た土地の隣りが一反歩、二反歩、一町歩という畑であった場合、その多くは農家に対して「資産家」という見方をする。

．都市の農地制度による影響とは？

昭和 30 年代に高度経済成長が始まり、昭和 40 年代に入ると首都圏への人口集中がいっそう激しくなった。戦後人口増による住宅建築ラッシュが 2 度あるが、まず 1 回目は高度経済成長ピークの昭和 47 年前後である。この時期は以下に示している新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われた時期と重なっている。このことから、同時に都市郊外で農地転用による住宅建築が多く行われたことがわかる。次に高度経済成長の反動と低成長の時期に増加傾向が鈍ったものの、昭和 60 年以降再び住宅ブームに入った。この時期の特徴は大阪名古屋圏はそれほどでも無く、東京圏にだけ激しい伸びがあり、工業、商業などの中心が東京に集中したことの結果であるといえる。またその後のバブル経済により土地の値上がりが起こり、都市に農地があるから住宅が不足するといわれさらに農地の宅地化が進んだ。

以下は都市農地の住宅地への転用などをもたらしてきたここ 30 年余りの都市における政策、法の一部である。

新都市計画法

昭和 43 年の「新都市計画法」により、都市計画区域はおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を計るべき市街化区域と当面は市街化を抑制する「市街化調整区域」とに分けられた。この線引きにより、練馬区全ての農地が市街化区域に組み込まれ、宅地化すべき農地として位置付けられた。

生産緑地法改正

その後市街化区域内農地に宅地並みの固定資産税等を課し、法の位置付けにそって市街化を促進していこうとする動きと、宅地並み課税に反対し農地を保全していこうとする動きが交錯し、様々な経過をたどっていった。その到達点として平成 3 年に生産緑地法の改正が行われた。この改正生産緑地法により、市街化区域内農地は、「保全する農地（生産緑地）」と「宅地化する農地」とに区分され、生産緑地として指定された農地については、30 年間の営農義務が課されると同時に農地課税とされ、また昭和 50 年にできた相続税納税猶予の特例が適用されることになり、市街化区域内農家が農地を保全し、農業を継続していく一定の条件が整えられた。

生産緑地制度は、10 年を目途に市街化すべきとされた市街化区域内にある農地について、農地として存続する事の意義を認めたとする点で大きな意味をもつものだったが、それは、都市環境の保全等に資する農地の緑地としての機能や将来の公共用地のための保留地としての機能に着目したもので、農産物の生産地としての意義を認めたものではなかった。それゆえ、農地として存続することの意義を認めながら、その農地が保全されていくための不可欠な条件である農業の振興についての規定は極めて不

十分だった。また生産緑地については、税制における農業継続の条件が一定程度整えられたとはいえ、不動産収入が家計の一部として不可欠という多くの農家の現状があるために、相続等を契機にして生産緑地の解除が行われている。このように、「保全する農地」とされている生産緑地も少しずつ減少している。

食料・農業・農村基本法

このような状況の中、平成 10 年 9 月には新しい農業基本法を検討するために設置された内閣総理大臣の諮問機関である「食料・農業・農村基本問題調査会」が、以下のような答申を出した。「国民のニーズに即した食料の供給や農業生産を展開していくことが求められている中であって、都市農業は、その立地を生かして生鮮野菜等を供給することにより都市住民の需要に迅速・的確に対応するという役割を果たしており、それは適切に評価されるべきである。また都市農業は、都市や都市周辺の緑・景観、レクリエーションの場、防災空間の提供等、人口密度の高い地域特有の多面機能も果たしている。このため、都市住民のニーズに適切に対応するとともに都市住民の農業に対する関心の高まりをも踏まえ、その特性を生かして地域と調和していくことができるよう、地域の自治上に応じて都市農業の発展に必要な策を講じるべきである。」

この答申を踏まえ、平成 11 年 7 月に、「食料・農業・農村基本法」が国会で可決・成立した。この中に「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。」という条文が記載された。

・住民と行政の関わりは？

練馬区在住：白石氏の取り組み

前章で明らかにしたような法や政策により、農地に宅地並みの税がかけられることになったが、これをめぐっては、全国の都市部の多くの農家の間で反対運動が起こった。その中で東京都練馬区の農家、白石好孝氏の例を挙げて、その取り組みを見ていく。

白石氏の著書『都会の百姓です。よろしく』には、「保全」か「宅地化」かの選択の苦悩や農の宣伝パーソンとしての活動内容などが描かれている。

生産緑地法のもとで農家が農地を守ることはさまざまな問題点がある。まず「保全」の道を選べば 30 年間営農しなくてはならないこと。つまり、やるとなったら真剣に農業に取り組みなくてはならないこと。「宅地化」して不動産収入を増やしたほうが楽だという誘惑をどう受けとめるのか、つまり、農業を職業として誇りを持ってやることの意義を見つけなければならないこと。資産家とか金持ちの地主という周囲からのイメージを取り払わなければならないこと。このような状況の中で、農業不要論と戦い、東京でも真剣に 30 年農業をやっているとアピールするなかで白石氏は以下のように考えた。今までの社会はみせかけだけの豊かさを求めてきた。モノとカネ中心の価値観を作ってきた。しかしそのために失いかけているものがある。それは精神の豊かさ、自然や人を思いやる心、やさしさではないか。農業という命に関わる仕事がこれらのことを気づかせてくれた、と。また当時白石氏のかかわっていた JA 青年部では、地元出身の国会議員に働きかけて事態を切り開いていくことが一般的であった。この方法も自分たちの権利を主張するためには重要だったが、世論は違う方に動いていた。消費者と提携し、マスコミに訴えながら、新しい運動スタイルを模索して

いく必要性が出てきた。消費者・マスコミとネットワークするとき、東京は最先端でがんばれたという。このようなながれを経て、白石氏は、都市農業が生き残っていく鍵として生産者と消費者の距離を近づけることが重要だと考えるようになっていく。白石氏の取り組み、消費者とじかにかかわれる直売所の増設や体験農園の実施など、具体的な方法につながっていく。次章で述べる練馬区の農業の特徴もこのような運動の影響と考えられる。

．都市農業とは？～練馬区の農業を例に～

これまで見てきたような農地転用、農地減少、農地保全の動きを経て現在の都市農業はどのようになっているのかまた可能性を考えるにあたって、東京都練馬区の農業の歴史と現状を具体的に示すことにしたい。

練馬区とは？

1. 位置と地勢

練馬区は、東京 23 区の西北に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、南西にかけては西東京市、武蔵野市との境を持ち、北は埼玉県新座市、朝霞市、和光市に接している。面積は 48.16 km²出 23 区内で 5 番目に大きい。東西 10km 南北 4～7km。

2. 人口

練馬区の人口は平成 14 年 1 月 1 日現在で 657,377 人、世帯数は 297,517 世帯。人口は 23 区内では世田谷区の 78 万人について 2 番目。昭和 30 年代前半から 40 年代前半にかけては、高度経済成長に呼応して著しく増加。61 年は光ヶ丘地区等の開発に伴い増加。今後も鉄道交通網の整備や駅周辺地区再開発に伴い、人口増が見込まれる。

3. 住宅都市

練馬区は区域の 6 割が住宅地、商業地などの宅地系土地利用で占められている。そのうち 73% が住宅地であることから、典型的な「住宅都市」であるといえる。昭和 30 年代の高度成長期を背景に、屋敷林や農地の広がる地域から都市周辺のベッドタウンとして発展してきた。平成 12 年に大江戸線が開通、駅前再開発、生産緑地法改正による農地の宅地化など「住宅都市」としての性格を強めている。

練馬区の農業の歴史

古代は武蔵豊島郡に属し大半は草原や雑木林。

平安時代になると荘園が生まれ、武士団が現れ、豊島氏が勢力を広げる。豊島氏の支配は荒川沿岸石神井川河口(今の北区)から石神井川流域をさかのぼって、練馬城(今のとしまえん)、板橋城、石神井城(今の三宝寺池西)を築く。城が築かれたところは豊かな水源地があった。

江戸時代になると、練馬村は大部分が天領。一部が旗本の知行地。当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄のため畑が多い。面積も限られる。そこで幕府が玉川上水分水して千川上水を 1707 年に農業用水として用いられるようになり、重要な水資源になる。練馬の農業が盛んになったのはこの時期である。江戸中期に江戸の発展に伴って、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となる。

特に大根は、関東ローム層というきめ細かい土壌に適した。しかし農業は発展しても人々の暮らしは楽ではなかった。生産物の4、5割が租税として納められたからである。

明治時代になると、練馬は東京府北豊島郡の一部となる。東京が日本の首都になるのに伴って、東京市民への野菜の供給地として重要性を増していった。練馬大根のたくあん漬は軍隊の需要が高まり、さらに生産が増加する。このときの人口は1万2千人。

大正期に入ると、東武鉄道、武蔵野鉄道（今の西武鉄道）が営業開始。農作物、堆肥などの輸送が中心。大正12年の関東大震災を境に都心から流出してきた人が増え始め、交通の発達により工場も進出してくる。このころ大根は最盛期を迎える。昭和初期までの最盛期の25年間、沢庵漬の生産は年間60万樽を下らなかったといわれている。大正14年(1925年)には人口は約3万人とゆるやかな増加ぶりだった。

戦後1946年東京が22区制になる。練馬は板橋区に属す。その後1947年練馬は独立を求める人々の働きかけにより23番目の区として独立する。昭和の初めのころまで盛んに栽培され続けてきた練馬大根は、1933年の大干ばつや、何回かのモザイク病の大発生によって大きな痛手を受けた。その後も、食生活の洋風化・急激な都市化による農地の減少などにより、昭和30年頃から栽培が衰退し、練馬大根は出回ることがほとんどなくなった。

練馬大根の栽培が激減していくなかで、キャベツ栽培が主になり、現在の主要生産物はキャベツになっている。東京都産のキャベツの約4割は練馬でつくられ都内出荷量は都内第一位となる。

現在の練馬区の農業

(1) 現状

農地面積減少傾向

練馬区の農地面積は367.5ha(平成9年1月現在)と都内で八王子、町田について3番目の広さである。

区内農地面積のうち、生産緑地が239.8ha(65%)、その他の農地(宅地化農地)が127.7ha(35%)となっている。23区内では市街化区域内農地面積の34.1%、生産緑地面積の43%を占め圧倒的1位となっている。ただし、市街化区域外を含めた農地面積では、八王子市、町田市、八丈町、青梅市、立川市二に続いて第6位になっている。

昭和60年度以降の区内農地の推移は昭和62年度以降と、生産緑地法改正による農地の宅地並み課税の始まった平成4年前後以降2度減少率が高まっている。平成7年度移行はやや鈍化している。しかし、平成4年の生産緑地法改正以後の推移を生産緑地とその他の農地(宅地化農地)に分けてみると、宅地化農地については48%減になっているのに対し、生産緑地については1%減になっていることから、今の傾向のまま推移すれば、宅地化農地を中心に減少していくことが予測される。

野菜中心

農産作付面積は野菜が66%(うちキャベツが36%)、果樹が10%、植木が11%、芝9%、花卉3%、その他1%となっている。主要生産物のキャベツは都内収穫面積の37.2%を占めている。全国では稲麦類が70%、次いで野菜類が多いことから、練馬区では野菜中心の農業に特徴があるといえる。

販売形態)

市場出荷をしている農家が延べ339戸、直売を行っている農家が延べ345戸、即売会等で販売している農家が延べ57戸、 畝売り・掘売り等で販売している農家が延べ38戸、植木を中心に流通業者に販売している農家が延べ74戸、他にスーパー・小売店への販売が延べ25戸消費者団体への販売が延べ10戸などとなっている。地方の場合はJAへ集荷してから一括しての出荷が大半だが、消費者が周囲に多数いることなどを生かして、個人出荷、もしくは数個の農家で野共同出荷が行われている。

以上のデータからもわかるように、練馬区の農家は、多様な農産物を生産し、多様な流通形態で販売している事から、都市型農業経営を行っているといえる。

(2) 練馬区の農業が果たしている役割

練馬区住民が農業や農地に期待することとして、「緑の保護や景観維持といった環境保全機能」を求める意見が79.8%、「新鮮で安全な農産物の供給」が74.1%、「災害時の避難場所といった防災空間機能」が45.2%、「やすらぎやレクリエーション提供の場としての機能」が36.8%となっている。

充実した直売所

練馬区内には平成15年現在、3ヶ所の共同直売所と数多くの自宅前直売所があり、区民の身近な場所で地元の農産物を提供している。最近ではより多品目の農産物を直売所で扱って欲しいという区民の要望にこたえるため、消費物ニーズにあった農産物の栽培や、端境期の品薄状態の解消を図るための施設栽培への積極的な取り組みもすすみ、消費者と隣接した都市農業のメリットを生かした農業経営が行われている。

練馬区民の練馬の農産物に対する購入意欲の調査では、「購入した事がある」が61%、「是非購入してみたい」が9.2%、「できれば購入してみたい」が14.5%と全体の84.7%が練馬の農産物に関心を持っているといえる。

農地の多面的機能の活用

かつては、都市と農地は本来相いれない性質の土地利用だといわれてきた。しかし、急速に都市化が進展していくにつれて、貴重な自然空間を維持している農地が、都市住民にみどりや潤いを与えるものとして見直されてきている。また阪神・淡路大震災以来都市における農地は身近な防災の空地としての役割が重視されてきている。

農とのふれあい

練馬区では区民に定着している催し物として「農産物品評会」(昭和22年~)、「鼻と植木の展覧会」

(昭和42年~)はがある。また最近では区民農園や市民農園などの農園事業や、やさいウォークラリーが貴重なレクリエーションの場として、大変人気がある。特に農家が開設する農業体験農園(平成8年~)は、農業者が先生となり、受講者に種まきから収穫までの農作業のノウハウを教える。受講者は利用料(講習代、収穫物代など)を払い、農業を学習しながら体験できる。これは貸し農園とは異なり、農家と利用者の相互交流が自然に図られるため、結果として都市農業の理解者を創出している役割を果たしている。

. 農業体験農園の意義

農地の市民的利用

練馬区の取り組みの中で画期的なものとして、雑誌やマスコミに取り上げられるものとして、農業体験農園がある。前章で取り上げた取り組みのうち、特にこの農業体験農園を取り上げることにより、後藤光蔵著『都市農地の市民的利用』で述べられているような、新たな都市農地の利用法と位置付けられている市民的利用の可能性、および、若干の問題点を示す。

後藤氏によれば、農地の市民的利用が意味するものは、「いのち」を支える農業(農産物と環境の供給)から「くらし」を支える農業(農的な生活、農業・農地とのふれあい、農家との交流、農地を核とした地域社会)へ農業が変化していくことを意味しているという。練馬区の体験農園は以上のような点から、農地の市民的利用の手段であるといえる。次にもう少し具体的にその特徴を挙げてみる。

体験農園の意義、特徴

まず、体験農園では農業者が先生であることで、農作業を教えることで農業の文化や理解を市民に広げることができる。

第二に畑に多くの人が入り出すことで、利用者以外の人々の畑を見る目が変わる。つまり、畑とそうでないところの敷居が低くなる。

第三に、農園の利用者は共通の関心を持つもの同士、また上下関係のない農業者と対等な生徒であるために良好な人間関係が築かれる。

第四に、練馬区では区の運営補助はあるものの、農業経営の一部門になっている。「農産物」を売るのではなく「農業技術」を売るという点で、これまでの農業者の行う農業の概念を拡張する取り組みである。

これらの特徴から、今後も体験農園などの取り組みは続いていく可能性は高いと思われる。しかし、よい点ばかりではない。農業者からはこんな声もある。

体験でわかったつもりの間違い

農業文化の普及や農業への理解を深めるための体験はあくまでも体験であり、添えて農業がわかるわけではない。いろいろな準備をして、後片付けをし、それも農業だとすれば体験でわかるのはごく一部に過ぎない。利用者はあくまでも利用者、というような立場を忘れてはならない。

. まとめと反省

練馬区の農業は時代とともに変化してきた。大根栽培の時代、都市化による農業衰退、そして都市農業としての機能を持った農業の見直しの時代と3つに分かれる。現在ようやく3つ目の時代に入ったところだろうか。このような変化の原因は、住民の環境意識の高まり、食の安全への意識の高まり、税金問題、農業者の意識等があると考えられる。

以上は前期のまとめだが、後期では、農業の役割や農業者と市民の関係、農業者の真剣な取り組みにスポットを当てた。これらからわかることは、今日現代社会で問題になっていることが、都市農業の問題にはたくさん含まれていることである。

行政の補助をなるべく受けないで実現した体験農園、生きる力をはぐくむ体験学習への農業の役割、市民の環境意識の高まり、など現代人の価値観やライフスタイルと

深くかかわっていることがわかった。

このような農の多機能性を重視した都市農業の発展をこれからも期待したい。そして、住民とのかかわりを述べた章は、なかなか農家の苦悩、行政とのやりとりの問題をうまく表現できなかった。行政の役割とは何か、今非常に問題となっている。このような点に留意し都市農業を今後も見つめ、自らの課題にしていきたい。

参考文献

- ・原剛 江波戸哲夫 渡辺善次郎 『東京に農地があつてなぜ悪い』学陽書房 1991.2
- ・田代洋一 『計画的都市農業への挑戦』 日本経済評論社 1991.7
- ・橋本卓爾 『都市農業の理論と政策 農業のあるまちづくり序説』 1995.11 法律文化社
- ・地方自治研究機構 「第3章 練馬区の農業」 1998年度日本財団 図書館（電子図書館）
 - 『地域の特性に即応した資源循環型まちづくりに関する調査研究』
1998年度日本財団 図書館（電子図書館）
<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1998/00341/contents/029.htm>
- ・練馬区区民部産業課 『練馬区農業振興計画～区民とともに歩む練馬農業 子供たちの未来へ～』 1999.7
- ・白石好孝 『都会の百姓です。よろしく』 コモンズ 2001.7
- ・練馬区企画部広報課 『練馬区勢概要 平成14年版』
http://www.city.nerima.tokyo.jp/kocho_koho/koho/gaiyo/mokuji1.html
- ・練馬区産業振興担当部経済課 練馬区農業委員会 『練馬区の農業』 2003.3
- ・後藤光蔵 『都市農地の市民的利用 成熟社会の「農」を探る』日本経済評論者 2003.5
- ・八王子農業を考える会 『都市農業』1990.11
- ・『自然と人間を結ぶ』2001年2月号 農山漁村文化協会
- ・『自然と人間を結ぶ』1999年3月増刊号 農山漁村文化協会
- ・『自然と人間を結ぶ』2003年2月号 農山漁村文化協会
- ・坂本慶一編著 『人間にとって農業とは』学陽書房 1989.4
- ・赤瀬川原平編著 『都市にとって自然とはなにか』1998
- ・岡島成行編著 『自治体・地域の環境戦略3 自然との共生をめざして』ぎょうせい 1994.10
- ・都市新基盤整備研究会 森地茂編著 篠原修編著 『都市の未来 - 21世紀型都市の条件 - 』
日本経済新聞社 2003.3
- ・東京自治研究センター編著 『東京白書 東京に住むということ』第一書林 1995.2